

令和 6 年度 肺がん検診精度管理調査結果

1 【調査の目的】

がん検診においては、精度管理が適切に行われなければ効果は得られないと考えられています。その点から、がん検診の精度管理はきわめて重要です。

この調査は、群馬県内で肺がん検診（集団検診）を行っている市町村（自治体）及び検診機関に対して、精度管理が適切に行われているかどうかを確認する目的で行ったものです。

なお、調査の対象は、市町村が対策型検診として行う肺がん検診であり、職域検診や人間ドックは含まれておりません。

2 【調査の対象】

この調査は、群馬県で肺がん検診を行っている全ての市町村及び市町村が実施する集団検診を請け負う検診機関を対象としています。

3 【調査の種類】

調査は「1）がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査」と「2）精度管理指標数値の調査」の2種類を実施しました。

4 【調査の概要及び調査結果】

1) がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査（令和6年度の検診体制）

（1）＜調査内容＞

肺がん検診で整備すべき体制については、平成20年3月の厚労省報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の中で、市町村用チェックリスト、検診機関用チェックリスト、都道府県用チェックリストとして整理されています。このチェックリストは平成28年に大幅に改定され、それまでの集団検診に加え、個別検診も同時に点検できるようになりました。

今回の調査は、市町村については平成31年に改定されたチェックリストを、検診機関については令和3年に改訂されたチェックリストを利用し、その遵守状況を調査したものです。

（2）＜調査項目と評価基準＞

調査項目は、市町村用チェックリスト55項目、検診機関用チェックリスト：集団検診40項目です。

評価区分は、7段階評価とし、「C」以下の市町村、「B」以下の検診機関には改善をお願いすることとしました。

① 市町村の評価基準

調査結果を評価するため、群馬県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会の審議を経て、評価基準を定めました。

また、令和5年度今回から、国で集計の対象外としている1項目を除外した評価としました。国の集計では、喀痰細胞診に関する4項目も集計対象外としていますが、当県においては喀痰細胞診を実施していない市町村は1町のためのため、集計対象外とはしていません。

評 価 区 分	全 55 項目中 非 遵 守 項 目 数
A：チェックリストをすべて満たしている	0
B：チェックリストを一部満たしていない	1～11
C：チェックリストを相当程度満たしていない	12～22
D：チェックリストを大きく逸脱している	23～33
E：チェックリストをさらに大きく逸脱している	34～44
F：チェックリストをきわめて大きく逸脱している	45以上
Z：調査に対して回答がない	無回答

※評価区分C以下を指導対象とする。

② 検診機関の評価基準

調査結果を評価するため、群馬県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会の審議を経て、評価基準を定めました。

評 価 区 分	全 40 項目中 非 遵 守 項 目 数
A：チェックリストをすべて満たしている	0
B：チェックリストを一部満たしていない	1～5
C：チェックリストを相当程度満たしていない	6～10
D：チェックリストを大きく逸脱している	11～15
E：チェックリストをさらに大きく逸脱している	16～20
F：チェックリストをきわめて大きく逸脱している	21以上
Z：調査に対して回答がない	無回答

※評価区分B以下を指導対象とする。

(3) <調査結果>

① 市町村の調査結果

評価については、あくまで各市町村において、肺がん検診の取組状況を調査票に基づき自己評価したものであり、第三者により客観的に評価したものではありません。

◆ 集団検診

令和6年度市町村肺がん集団検診チェックリスト調査結果

市町村	評価	市町村	評価	市町村	評価	市町村	評価
前橋市	A	安中市	A	長野原町	A	板倉町	A
高崎市	B	みどり市	A	嬭恋村	A	明和町	B
桐生市	A	榛東村	B	草津町	B	千代田町	B
伊勢崎市	A	吉岡町	B	高山村	B	大泉町	A
太田市	A	上野村	A	東吾妻町	A	邑楽町	A
沼田市	A	神流町	B	片品村	B		
館林市	A	下仁田町	A	川場村	B		
渋川市	A	南牧村	B	昭和村	A		
藤岡市	B	甘楽町	A	みなかみ町	B		
富岡市	A	中之条町	B	玉村町	B		

指導対象とする評価「C」以下の市町村は、ありませんでした。

◇ 個別検診

令和6年度市町村肺がん個別検診チェックリスト調査結果

市町村	評価	市町村	評価	市町村	評価	市町村	評価
前橋市	A	安中市	—	長野原町	—	板倉町	—
高崎市	B	みどり市	—	嬭恋村	—	明和町	—
桐生市	—	榛東村	—	草津町	—	千代田町	—
伊勢崎市	—	吉岡町	—	高山村	—	大泉町	—
太田市	—	上野村	—	東吾妻町	—	邑楽町	—
沼田市	—	神流町	—	片品村	—		
館林市	—	下仁田町	B	川場村	—		
渋川市	—	南牧村	—	昭和村	—		
藤岡市	—	甘楽町	—	みなかみ町	—		
富岡市	—	中之条町	—	玉村町	—		

「—」の市町村は、肺がん個別検診は実施していません。
指導対象とする評価「C」以下の市町村は、ありませんでした。

② 検診機関の調査結果

評価については、あくまで各検診機関において、肺がん検診の取組状況を調査票に基づき自己評価したものであり、第三者により客観的に評価したものではありません。

令和6年度検診機関用肺がん検診チェックリスト調査結果

検診機関名	評価
公益財団法人 群馬県健康づくり財団	A
群馬県厚生農業協同組合連合会	A
医療法人社団 三愛会 三愛クリニック	A
公益財団法人 高崎・地域医療センター	A
一般社団法人 伊勢崎佐波医師会付属 成人病検診センター	A
公益財団法人 群馬慈恵会 松井田病院	A
医療法人 海宝会 明和セントラル病院	B

評価「B」以下の明和セントラル病院には、非遵守項目の減少へ向けて、改善をお願いしました。

2) 肺がん検診精度指標調査（令和4年度精検該当者分）

（1）＜調査内容＞

「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方についてーがん検診事業の評価に関する委員会報告書ー」に示されている精度の指標のうち、「肺がん検診受診率」「要精検率」「精検受診率」「がん発見率」「陽性反応適中度」の5項目について調査を行いました。

（2）＜評価基準＞

「受診率」については、群馬県がん対策推進計画に規定されている目標値を使用しています。この場合の対象年齢は、69歳までとしています。

その他の精度指標（「要精検率」「精検受診率」「がん発見率」「陽性反応適中度」）については、厚労省報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方についてーがん検診事業の評価に関する委員会報告書ー」に示されている「目標値」および「許容値」、「基準値」を評価基準としました。

ただし、「精検受診率」以外の指標は、人口構成による違いや継続受診者の比率などによっても影響を受けます。また、「肺がん発見率」「陽性反応適中度」は小さな自治体では年度による変動が大きいとされていますので、ご注意ください。

また、市町村の精度管理指標数値算出の対象となる年齢は、上記の国の基準に基づき、40歳から74歳までとしています。

指標項目	評価基準	指標の評価基準（R5まで）		（R6から）
		目標値	許容値	基準値
受診率	（40～69歳）	50%以上	—	60%以上
要精検率	（40～74歳）	—	3.0%以下	2.4%以下
精検受診率	（40～74歳）	90%以上	70%以上	90%以上
がん発見率	（40～74歳）		0.03%以上	0.10以上
陽性反応適中度	（40～74歳）		1.3%以上	4.1%以上

※平成20年以降、プロセス指標は改善しており、報告書の基準値を多くの自治体が満たしたことからさらなる質の向上を目指すために、令和5年6月の「がん検診のあり方検討会」において、プロセス指標の基準値の見直しが行われました。

(3) <調査結果>

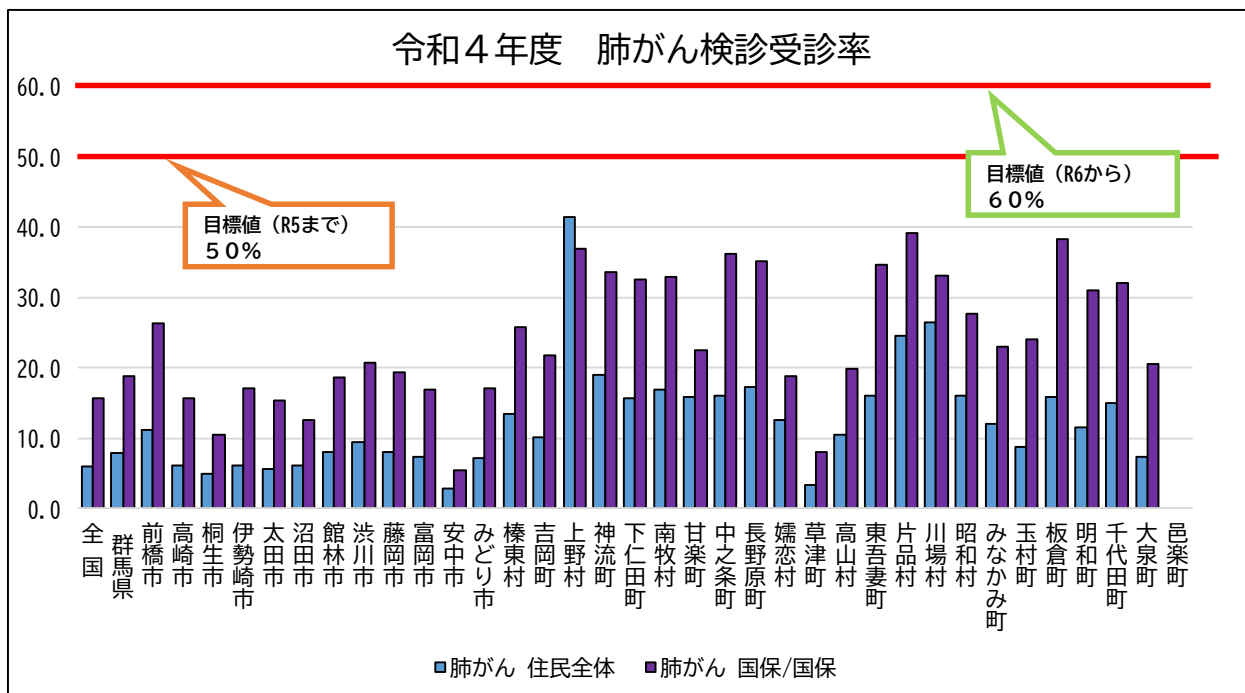
① 受診率（肺がん検診受診者数／肺がん検診対象者数）

受診率は、肺がん検診の対象（40歳以上）の方のうち受診された方の割合です。

なるべく高いことが望ましいとされています。群馬県がん対策推進計画（第4期）では、60%以上を目標としています（国民生活基礎調査から算出）。

ここでは、集団検診と医療機関等で実施する個別検診で受診した方の受診率を掲載しています（地域保健・健康増進事業報告から作成）。

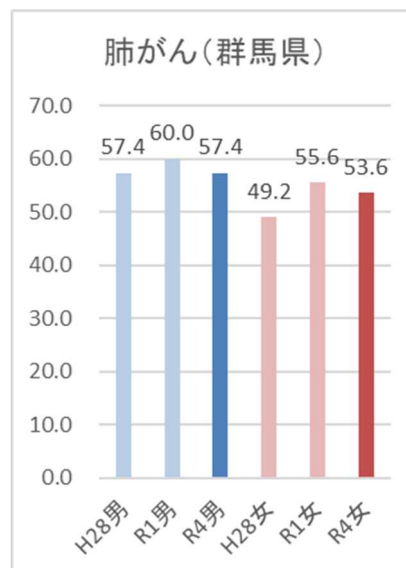
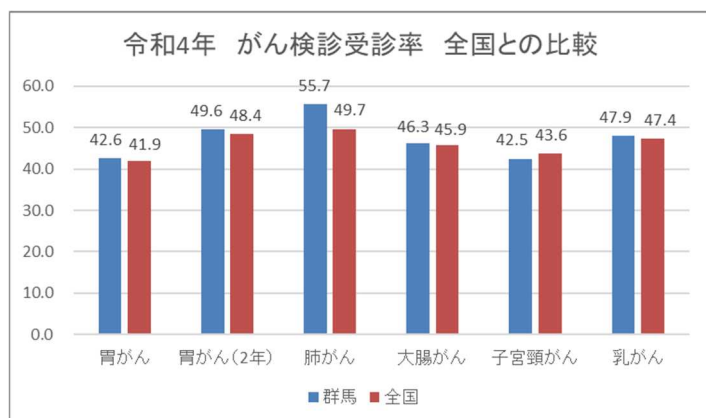
また、この受診率は市町村が実施している対策型がん検診の受診者のみ対象としているため、職域や人間ドックによる受診者数は含まれておりません。



※青：受診者数／住民全体数、紫：受診者数(国保被保険者)／国保被保険者数

邑楽町は、令和4年度に該当者に胸部レントゲン検査と喀痰細胞診を行う肺がん検診を実施していないため、地域保健・健康増進事業報告に実数として計上出来ませんでした。

(参考) R4 国民生活基礎調査による受診率

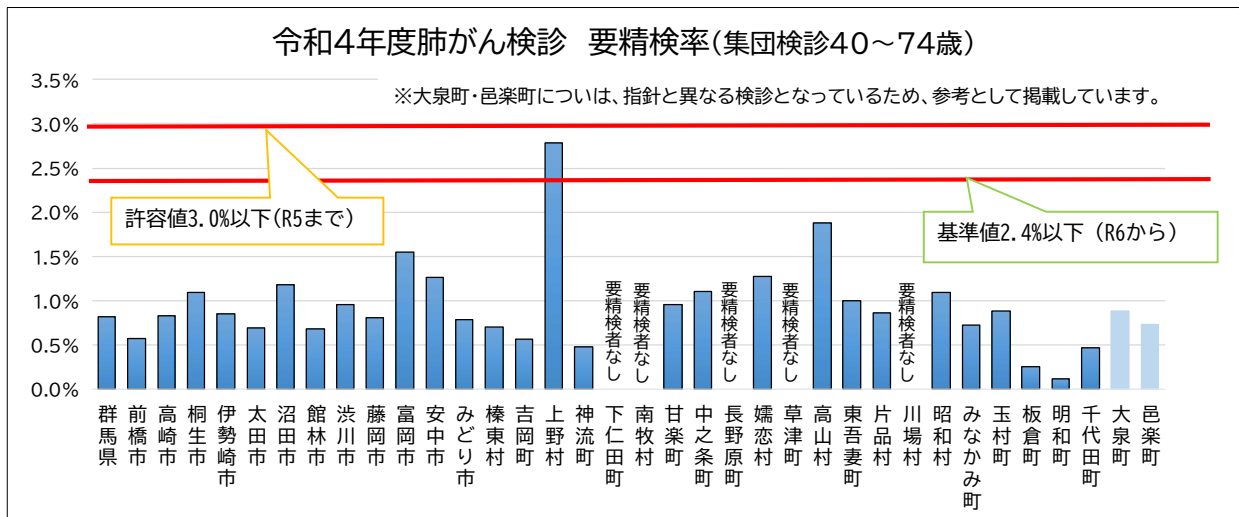


② 要精検率（要精密検査者数／肺がん検診受診者数）

要精検率は、肺がん検診を受診された方のうち、精密検査が必要とされた方の割合で、0よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい指標です。肺がん検診では、令和5年度までは3.0%以下（受診者100人中、要精検が3人以下）が許容値とされていましたが、令和6年度から基準値は2.4%以下とされています。肺の疾患が多い地区では高くなることもあります。

ア 市町村別要精検率

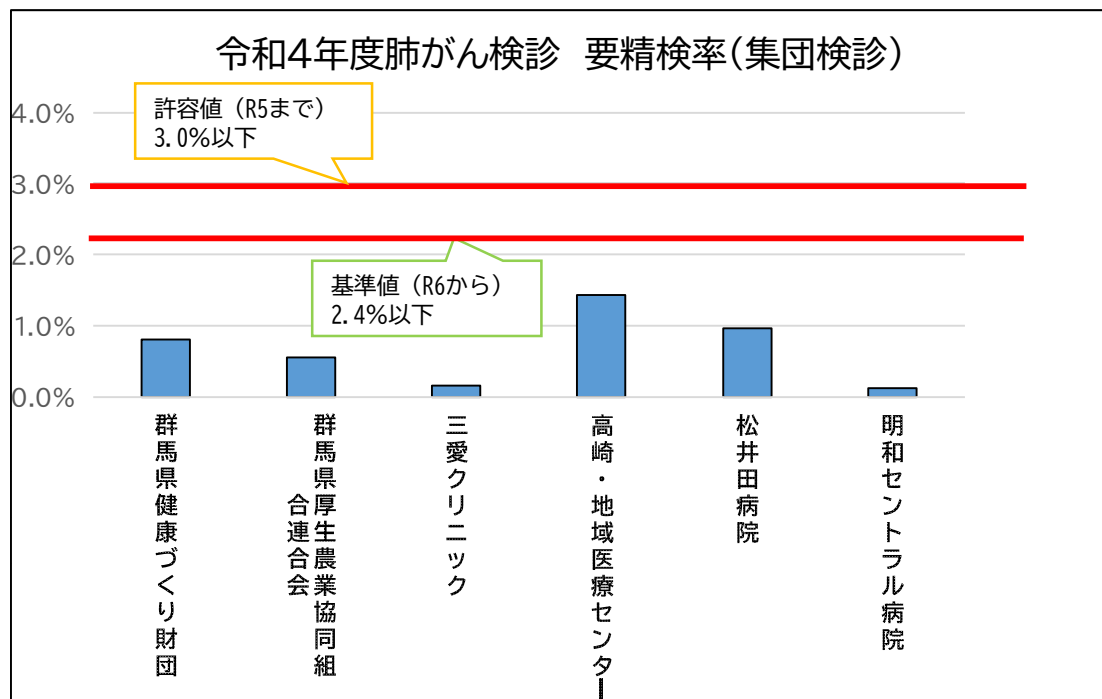
◆ 集団検診



◇ 個別検診



イ 検診機関別要精検率



明和セントラル病院は令和4年度から肺がん検診を実施しています。

※伊勢崎佐波医師会付属成人病検診センターで実施した肺がん検診は、群馬県健康づくり財団で計上されています。

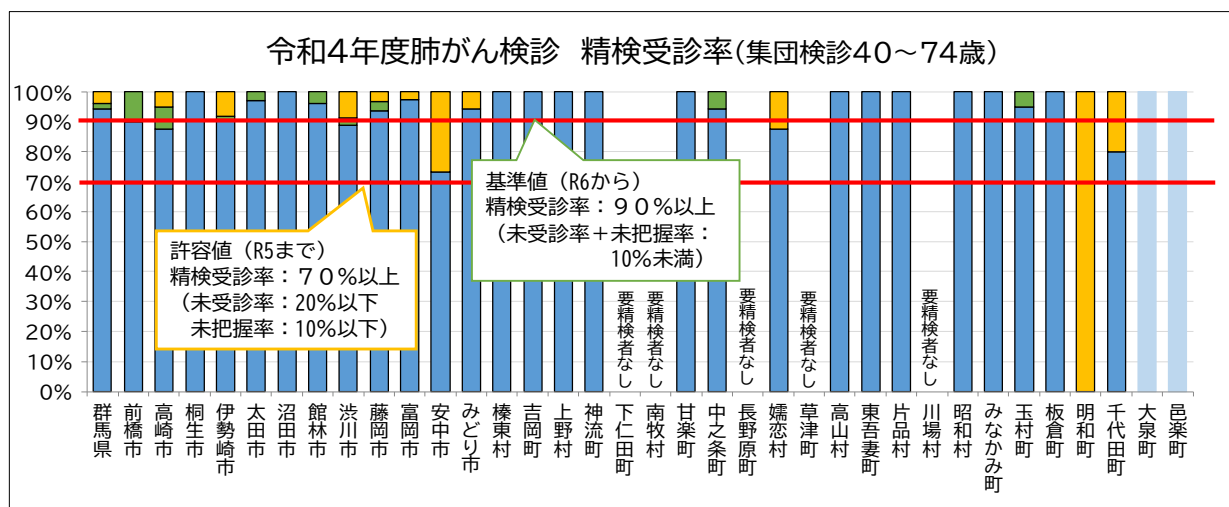
③ 精検受診率 (精密検査受診者数／要精密検査者数)

精検受診率は「要精密検査」とされた方のうち、実際に精密検査を受けられた方の割合で、がん検診の精度評価の最も重要な指標と位置付けられています。

令和5年度までは許容値は70%以上とされていましたが、令和6年度からは基準値は90%以上とされています。

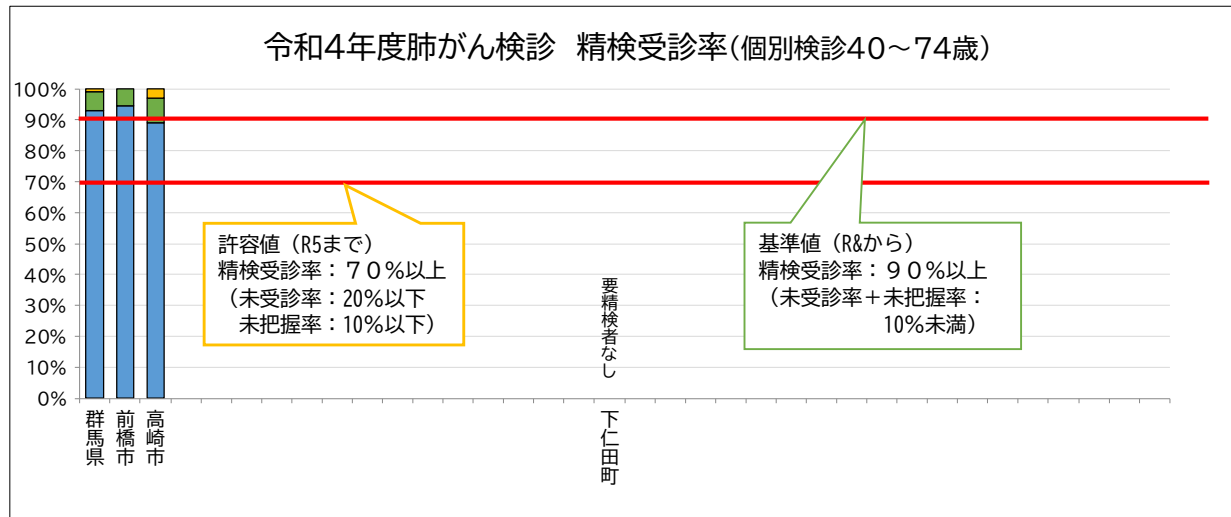
ア 市町村別精検受診率

◆ 集団検診



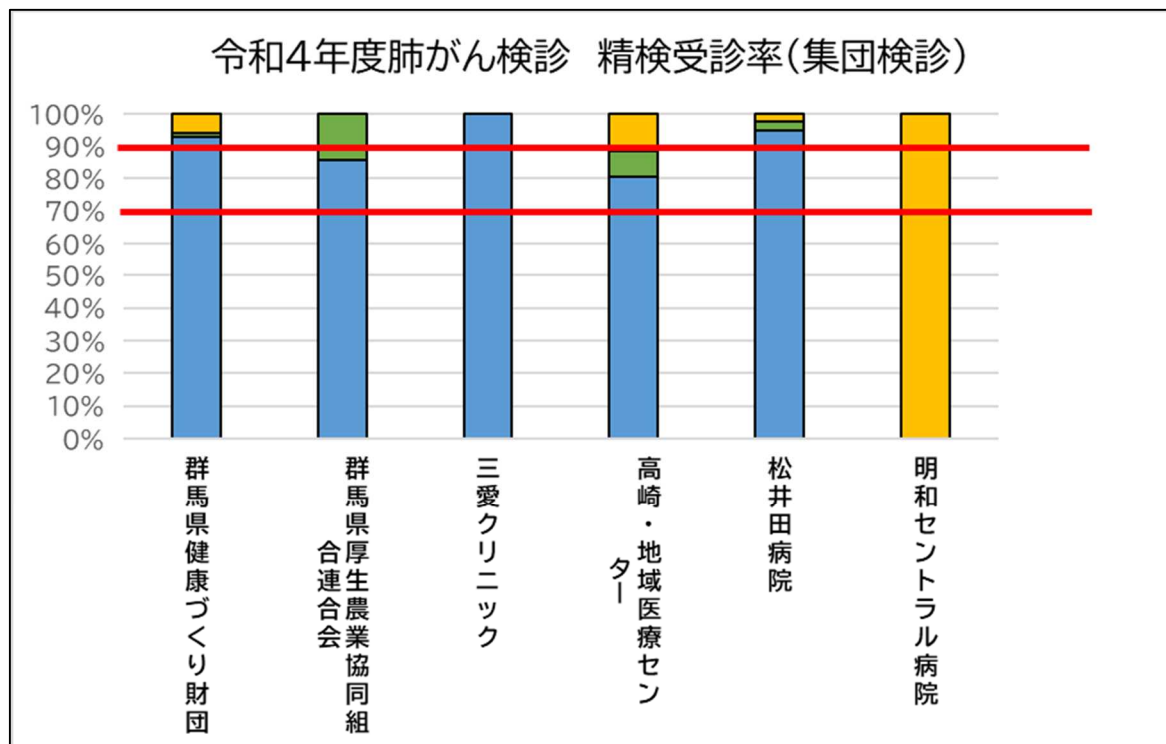
※青: 精検受診率、緑: 精検未受診率、黄: 精検未把握率
精検受診率が70%未満の明和町には、改善をお願いしました。

◇ 個別検診



※ 青：精検受診率、緑：精検未受診率、黄：精検未把握率
精検受診率は前橋市・高崎市ともに許容値を上回っていました。

イ 検診機関別精検受診率



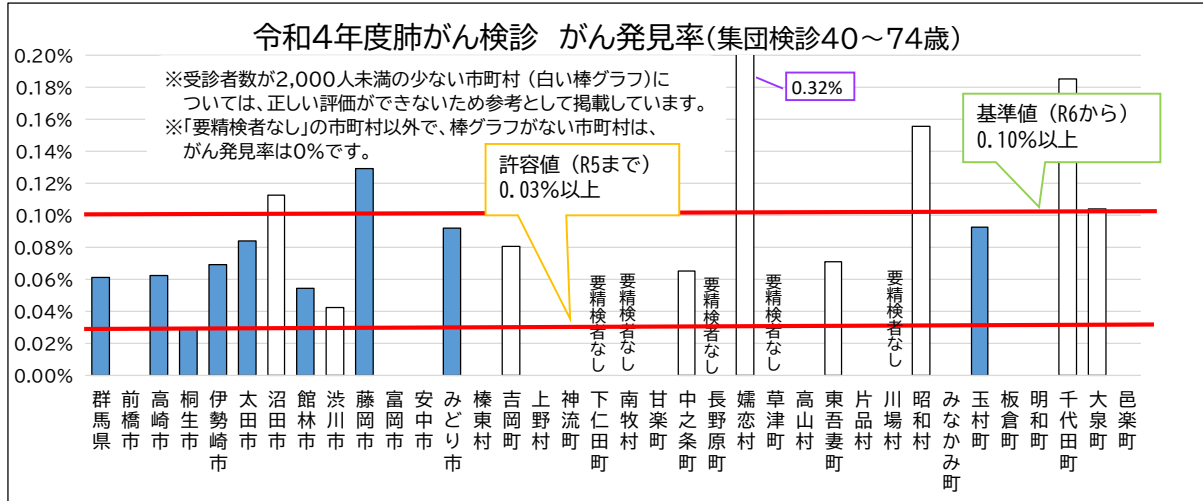
※ 青：精検受診率、緑：精検未受診率、黄：精検未把握率
精検受診率 70%未満の明和セントラル病院には、改善をお願いしました。

④ 肺がん発見率（肺がんが発見された方の数／肺がん検診受診者数）

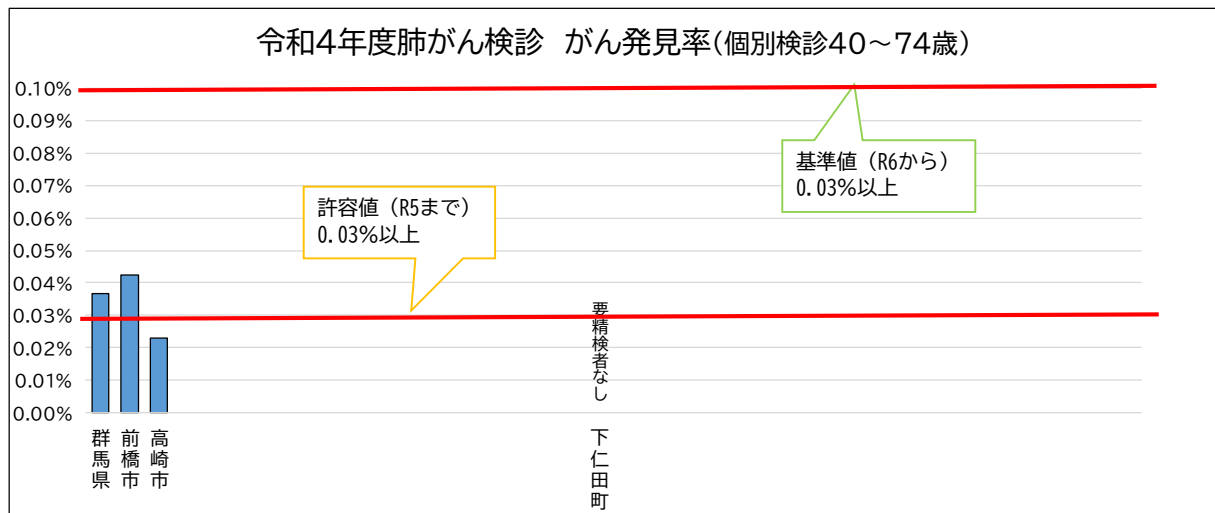
肺がん発見率は、受診された方のうち肺がんが発見された方の割合で高い方が望ましい指標です。令和5年度までは許容値は0.03%（受診者1万人で3例の肺がん発見）以上とされていましたが、令和6年度からは基準値は0.10%以上とされています。肺がん罹患の低い若年者や女性の受診者が多い地域では低くなることもあります。また、受診者が数千人規模の小さな自治体では年度による変動が大きいとされています。

ア 市町村別がん発見率

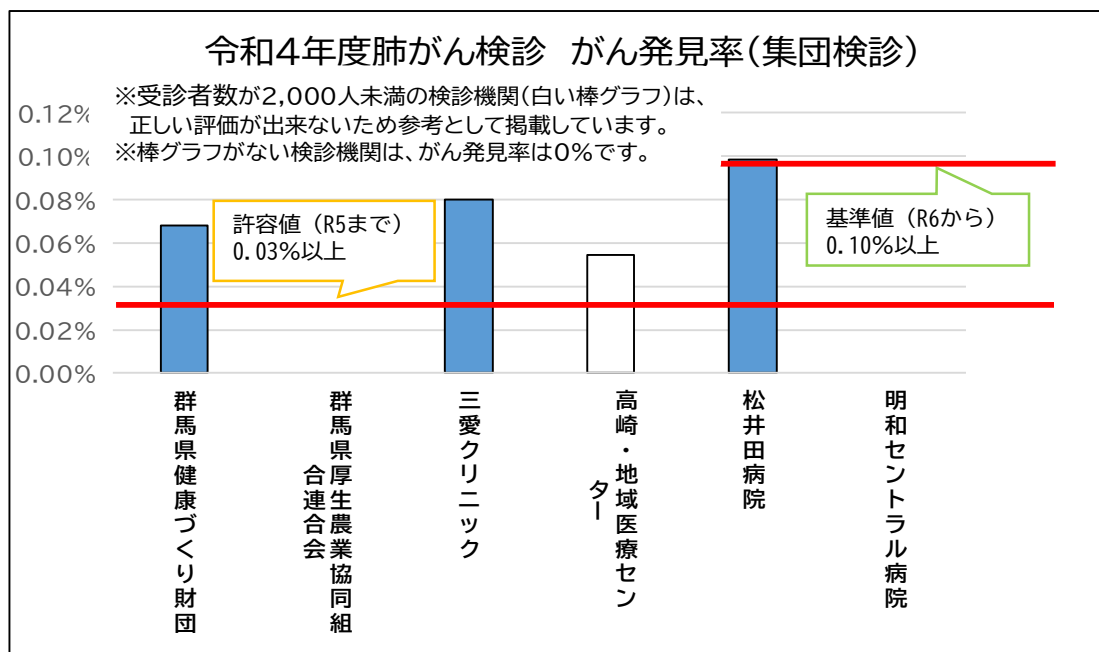
◆ 集団検診



◇ 個別検診



イ 検診機関別がん発見率

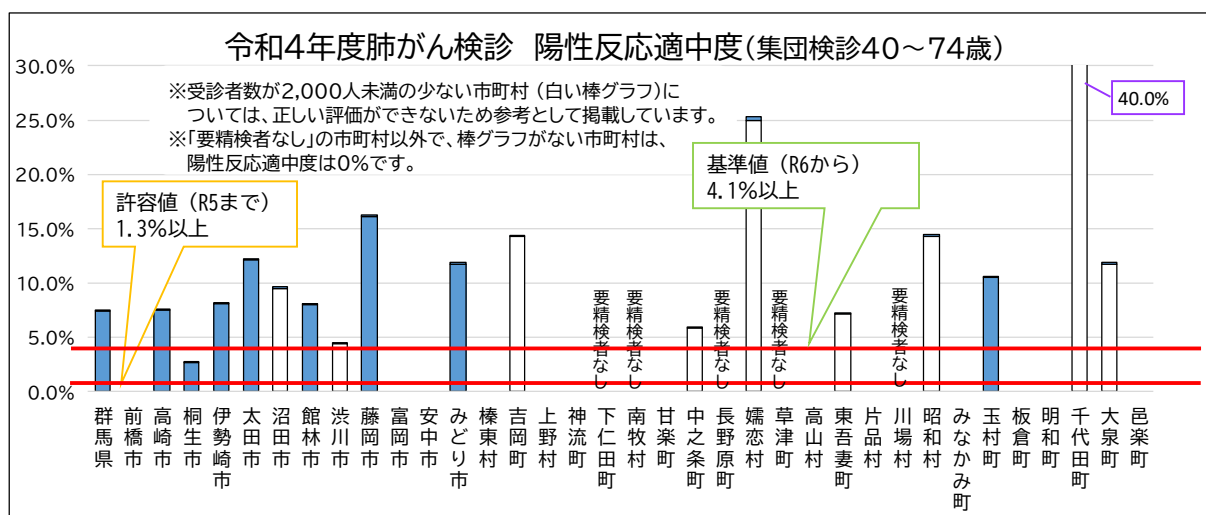


⑤ 陽性反応適中度 (肺がんが発見された方の数／要精検者数)

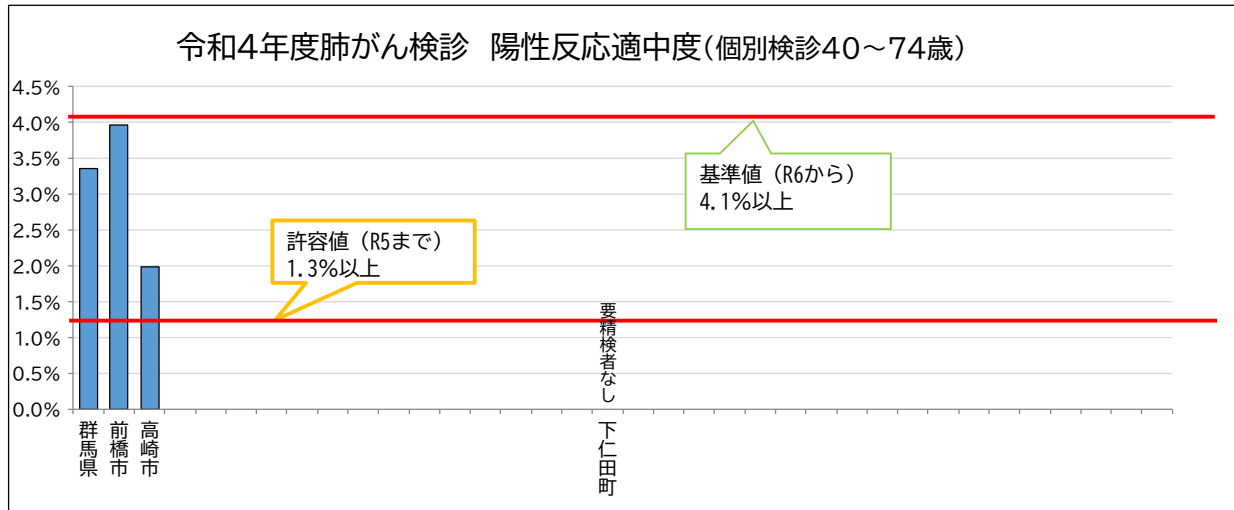
陽性反応適中度は、検診で「要精密検査」とされた方のうち、実際に肺がんがあった方の割合で、ある一定の範囲内にいることが望ましい指標です。令和5年度までは許容値は1.3%以上とされていましたが、令和6年度からは4.1%以上とされています。若年者や女性の受診割合が多い地区では低くなることもあります。また、受診者が数千人規模の小さな自治体では年度による変動が大きいとされています。

ア 市町村別陽性反応適中度

◆ 集団検診



◇ 個別検診



イ 検診機関別陽性反応適中度

